

台湾の少年矯正学校における処遇

研究分担者：柑本美和 （東海大学法学部）

要旨

台湾の少年矯正学校は、日本の少年院に該当するが、「教育」を前面に打ち出しているため「学校」という名称が用いられている。そして、「矯正教育の実施」とは、感化教育処分等の執行を、学校教育の方法により実施することを指す（少年矯正学校設置及び教育実施通則 3 条 1 項）。訪問した誠正中学校では、自立した生活を営める少年のみが収容されるため、生活が難しい精神疾患の少年や発達障害の少年達は送致されてこない。ただ、収容少年達の多くは逆境体験を有する者であり、法務部矯正署（日本の法務省矯正局に該当）と教育部国教署（日本の文部科学省の幼稚園から高校までの教育を担当する部局に該当）が協働し、少年矯正学校に適した形で、トラウマケアと家庭機能回復がセットになった「逆境にある少年と家族支援プログラム」が実施されており、再犯防止効果があると報告されている。

A.研究の背景と目的

「非行の背景に小児期の逆境体験があり、様々な障害等を有する在院者の状態や行動を理解する上で、トラウマの影響を認識する視点は重要」（令和 5 年版犯罪白書）であることは広く知られている。そして、女子少年院では、「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」が実施され、少年院でも、少年刑務所でも、同様の配慮の必要性が認識されている。

台湾の少年矯正学校においては、法務部矯正署と教育部国民及学前教育署（以下、国教署という。幼稚園から高校までの教育を担当する部局）が協働する形で、「逆境少年及家庭支持サービス計画」が実施されており、施設からの退所後のフォローアップは衛生福利部（日本の厚生労働省）が担っている。わが国でも、少年院入院者に占める精神障害者の割合は上昇傾向にあり、退院後のケアも含め効果的な処遇は何かについて示唆を得ることを目的として、本調査を実施した。

B.方法

2024 年 3 月 12 日に、台湾で犯罪を行った男子少年を収容する少年矯正学校の一つである「誠正中学校」（新竹県）を訪問し、少年達の精神障害の問題、それへの対応等についてインタビュー調査を行った。

C.結果／進捗

1：少年矯正学校とは、

「矯正学校は中学校の形態で設置しなければならない、必要に応じて職業科や国民小学校部を設置することができる。その校名は「某某中学校」とする」とされている（少年矯正学校設置及び教育実施通則 11 条 1 項、以下、通則という）。少年矯正学校は、日本の少年院に該当するが、「教育」を前面に打ち出しているため「学校」という名称が用いられている。また、「矯正教育の実施」とは、感化教育処分等の執行を、学校教育の方法により実施することを指す（通則 3 条 1 項）。学校教育が主体となるため、少年矯正学校の収容少年達の呼称は「生徒」である（通則 6 条 1 項）。そして、

少年矯正学校は、必要に応じて、職業訓練を実施することができる（通則 11 条 2 項）。なお、少年保護事件及び少年刑事事件の処理は、「少年事件処理法」の規定に従って行われる。少年事件処理法における「少年」とは、12 歳以上 18 歳未満の者をいう（2 条）。また、感化教育機関の組織およびその教育の実施については、少年矯正学校設置及び教育実施通則が規定している（少年事件処理法 52 条 2 項）。

台湾には、誠正中学校を含め、敦品中学校（桃園市）、勵志中学校（彰化県）、明陽中学校（高雄市）の 4 つの少年矯正学校が存在する。このうち、女子少年は、勵志中学校の一区画に収容されており、訪問当時は、40 名が収容されていたようであった。その他、高尾市の明陽中学校は、男子の少年受刑者を収容しているが、訪問当時、110 名の少年が収容されていた。明陽中学校には、男子少年の他に、4 人の女子少年受刑者と 2 人の鑑別中の女子が収容されていた。

2：誠正中学校の沿革

誠正中学校は「少年矯正学校設置及び教育実施通則」に基づき、1999 年（民国 88 年）7 月 1 日に設立され、2011（民国 100 年）1 月 1 日に法務省矯正局の管轄下に移管された（通則 10 条 1 項）。男子少年のみを収容する。

同校の目的は、通則 1 条に従い、学校教育を通じて不良な習慣を矯正し、改心させて新たな人生を送らせ、社会生活に適応できるようにすることにある。

3：理念

少年矯正学校の目標は以下の 4 点にある。

- ①「家」—少年の健全な成長環境を構築する。
- ②「安定と安心」—学校運営の核心である。
- ③「適性教育」—成功体験の構築、学習自信の再構築、自己概念の変革を通じ、学習方法を習得し、未来の多様な挑戦に対応できる能力を養う。
- ④「癒しの学校」—生徒の心身の調和と滋養、

健康な成長を促進し、良好な人間関係を築く。矯正的な感情体験を通じ、健全な人格の発達を促す。

4：統計

4－1 少年関係

訪問時現在、160 名の少年が収容されていた。

誠正中学校の生徒達による犯罪行為は、経済犯罪が約 5 割を占めており、その中では詐欺（19%）が最も多く、次が窃盗（18%）、そして薬物取締法違反（毒品防制条例）反と続く。薬物取締法違反については、使用罪ではなく、ほぼ販売のケースだそうである。台湾でも振り込め詐欺が多いが、詐欺の犯罪者事情という点では、日本は台湾より少し遅れていて、日本のオレオレ詐欺は台湾では 20 年前の話だったとのことであった。残りの約 5 割は暴力犯罪であり、傷害（23%）、自由妨害・秩序妨害（各 6%）、性犯罪（5%）と続く。

生徒の年齢は、18 歳未満が 44%（14 歳 3%、15 歳 8%、16 歳 14%、17 歳 19%）であり、18 歳以上が 56%（18 歳 26%、19 歳 25%、20 歳 5%）である。

生徒の親の婚姻状況については、家庭機能に問題がある場合が多く、単親家庭、祖父母や他の親族による養育、養護施設や里親家庭での養育が 59.2%を占めている。実父母に養育されているのは 30.8%のみである。親の経済状況については、普通が 67.9%、中低所得の証明を受けている世帯が 14.5%、家庭の経済状況が困難であることが確認されたが、証明書類がない、または現在申請中の場合が 11.9%、低所得の証明を受けている世帯が 5.7%であった。

20 人の生徒の親が生活費（歯ブラシとかの日用品購入のため）の仕送りをしていないとのことであった（仕送りがないと人の物を買って食べてしまうので仕送りは非常に重要だそうである）。

感化教育の実施期間は、3 年を超えてはな

らないとされており(少年事件処理法 53 条)、平均的な在学期間は約 2 年である。2023(民国 112)年は 21.3 か月、2022(民国 111)年は 22.6 か月、2021(民国 110)年は 23.7 か月、2020(民国 109)年は 24 か月、2019(民国 109)年は 23.5 か月であった。ただ、高雄市の明陽中学校は少年受刑者を収容しているので在学期間は、これより長い。

なお、李茂生台湾大学名誉教授(以下、李名誉教授という)によれば、2 年間という収容期間では、少年達に影響を及ぼすのは難しく、短過ぎるとのことであった。

4-2 職員関係

誠正中学校の職員定員は 127 名で、訪問時現在、職員 114 名、技術員 3 名、プロジェクト契約職員 1 名、代理教員 4 名、職務代理 2 名の合計 124 名が在職していた。職員数は多いそうである。

職員の中に、「教導員」と呼ばれる人達が 23 名いる。「教導員」は、国家試験により刑務官として採用され、矯正学校に転属した職員である。教導員の仕事はクラスの担当で、ほぼ 24 時間生徒達と一緒に生活している。生徒達が教室で授業を受けている間、教導員は彼らの行動を教室の後ろで見守って記録し、放課後に生活指導する(刑務官は採用後、6 年ぐらいごとに施設を移動している)。

先生には 2 種類あり、普通の教科教育の先生と、正式教師である指導教員(輔導老師)の先生である。補導関係には、指導教員 6 名、ソーシャルワーカー 3 名、臨床心理士 3 名が属している。教科教員、指導教員、生活指導の教導員の 3 つが、一つのグループになって処遇を行っている。

なお、少年に関係する職種として、「調査官」と「保護官」の二つの職種がある。「調査官」は日本での家裁調査官に相当し、「保護官」は、日本でいう保護観察官である。

5：誠正中学校の教育

5-1 生徒の学籍管理方法

台湾では、28 年前に、少年院と少年刑務所がなくなり、すべてを「少年矯正学校」とした。これは日本の高校と中学校を併せた「学校」である。

校長は法務関係ではなく教育関係の出身であり、その下にいるスタッフの半分が法務関係、半分が普通の(教育畑の)先生だそうである。

教育部は、生徒の学籍を少年矯正学校に置くことを認めない。そのため、中学校は、生徒の戸籍所在地の中学校在籍となり、高等学校等教育段階の学生については、当該学生の学籍所属の学校がこれを行う(通則 6 条 3 項)。誠正中学校での説明によれば、少年矯正学校は、学籍協力を行う意向のある高等学校および職業学校と連携し、生徒の学籍を置いてもらっているそうである。誠正中学校の学籍協力学校は、東泰高等学校(調理科)、光復高等学校(自動車整備科)、磐石高等学校(情報処理科)とのことであった。

少年矯正学校では通常の学校教育が行われ、単位も取ることができ、少年矯正学校を出る際には、学籍を移動して、元の学校で卒業することになる。毎年 7 割の子どもが卒業して一般の学校に戻っているそうである。

5-2 少年矯正学校の教育目標

少年矯正学校の教育は、人格指導、道徳教育、および知識・技能の伝授を目標とし、指導を強化して社会適応能力の向上を図ることにある(通則 51 条 1 項)。そして、一般教育部門は、国民教育の修了機会を提供し、生徒の能力や適性に応じた高度な中等教育環境を整え、生徒の学習能力とコミュニケーション能力を向上させる(通則 51 条 2 項)。さらに、特別教育部門は、生徒の心性を調整し、社会環境への適応を教育の重点とし、職業技能訓練と組み合わせることで、生徒の生活能力を向上させることを目的とする(通則 51 条 3 項)。

5-3 教育の特徴

法務部は教育部と協力して矯正教育指導委員会を設置し、学者や専門家を任命して、矯正学校の校長および教職員の選任、教職員の養成訓練、カリキュラムや教材の編纂・研究・選定、その他の教育指導に関する事項を所管することになっている（規則 5 条 1 項）。

学校の技能訓練を職業訓練と統合し、生徒に専門的な技能を習得させ、産業との連携を通じて実践的な能力を向上させ、将来の就職市場へのスムーズな移行を促進することを目標としている。とはいえ、技術を学ばせるのではなく、「学ぶ」ということそれ自体が他のところに応用できるので、成功体験を味わせ、自信を付けさせることが目的である。

さらに、指導を通常のカリキュラム開発に組み込み、生徒の心身の健全な発達を促進しようとしている。そして、独自に教材を編纂し、体系的に整理・編纂し、矯正教育の伝統と技術の継承を図ろうとしている。

5-4 授業スケジュール

2 年という単位でカリキュラムをつくっている。1 年は試験やテストのため、その後の 1 年は卒業のための準備をする。したがって、訓練を行うのは丸々 1 年間ということになる（日本の少年院では 1 年の単位のカリキュラムとのことである）。

矯正学校の特性、設備、教員の資格経験などを考慮し、2019（民国 108）年度課程指導要領に基づき、課程計画書を作成している。技能検定については、製パン（パン類）、二輪車整備、自動車整備（廃車を利用している。トヨタがハイブリッド車を寄付してくれた）、ソフトウェア応用、TQC コンピュータ技能検定の受検が可能である。

矯正学校の生徒に対する指導は、個別指導または集団指導の方法で行うものとされ、一般教育部門は、週に 2 時間以上、特別教育部

門は週に 10 時間以上実施することとなっている（通則 55 条 1 項）。

5-5 多様な教育

その他、学校創立記念運動会、軍歌コンテストの開催、演劇ワークショップの成果発表会、安心ライダー校内免許試験、教室美化コンテスト、バーベキュー、体育活動、環境清掃、特別支援教育、そして困難を抱える生徒の学業支援とケア（夜間）など、多様な教育を提供している。

原付免許取得も、その一環であり、道路交通安全講習→筆記試験→実技試験→免許交付の過程をたどる。

セラピー犬の導入も行っている。犬との相互作用を通じて、生徒達に多様な認知刺激とリハビリテーションの動機付けを提供し、その過程で生徒達に新たな体験と喜びをもたらし、治療の目的を達成しようとしている。



（誠正中学の当日説明資料より）

5-6 生徒の心を豊かにする教育

各種団体に学校を訪問してもらい、生徒たちの話を聞いてもらったり相談にのってもらったりする機会も様々に用意している。例えば、更生保護会は、巡回授業等を行っている。その他、慈済新竹支部は宗教相談と家庭と生命教育、仏光山慈悲会はオンライン学習リソースの提供（個別対応によるサポート 1 名 1 回）、更生会は、生徒の希望に応じて、個別支援や伴走支援への紹介を行っている。

5-7 イノベーション体験

例えば、国立故宮博物院を協力機関とするアート伴走プログラムにおいては、4月のテーマ授業の主題を「春」と設定し、新詩と短文の創作を行った。

また、「善耕 365 音楽計画」は、「音楽合唱」を通じて子どもたちにポジティブな影響を与えることを目指し、外部会場を借りて実施している。学生を選ばず、競争のための歌ではないことが、「善耕 365 音楽計画」の二大理念である。

5-8 多職種によるチーム支援体制

～専門的処遇

正式編成として、指導教員（補導老師）6名（主任、組長各1名を含む）、特別支援教員1名、カウンセリング心理士1名、臨床心理士2名、ソーシャルワーカー3名が配置されている。その他、臨時職員として、専門相談員3（国立教育庁）、薬物問題対応ケースマネージャー1名がいる。それぞれの役割は次のとおりである。

指導教員は、クラスケース管理、クラス指導、授業等を行う。特別支援教員は、特別支援教育業務を担い、特別支援教育対象者の個別支援管理、特別支援教育課程（直接的・間接的な支援を含む）を担当する。カウンセリング心理士は、自殺予防とメンタルヘルス促進の担当職員であり、社会福祉通報窓口、個別グループ心理療法とカウンセリング、実習生の指導監督を担う。臨床心理士2名のうち、1名は性犯罪者の処遇担当官であり、個別・グループ心理療法とカウンセリング、新入生への適性検査と心身評価、心理評価、実習生の指導を行う。もう1名は、薬物乱用者の担当官であり、個別・グループ心理療法およびカウンセリング、心理評価等を行う。3名のソーシャルワーカーのうち、1名は、家庭支援と家庭援助プログラムの担当者、新規家庭と地域社会の調査、次の1名は、ボランティアによる宗教相談業務、そして修復的司法、最後の1名

は、逆境対応支援窓口、自立支援・労働政策資源を担当している。

臨時編成である、専門相談員は、教育部国教署が補助金を交付する雇用職員であり、1名は、個別・グループ心理療法、家族面談、治療的介入業務の支援等を担当し、1名は、個別・グループカウンセリング・支援、治療的介入業務の協力・実施を担い、1名は、個別・グループカウンセリング、資源連携、資源調整連携業務を担当している。

薬物問題対応ケースマネージャーは、薬物防止基金の臨時職員であり、薬物関連業務の支援を行う。

さらに、外部職員として、薬物依存症対応心理士と性犯罪対応心理士等が、協力ネットワーク機関として、逆境ソーシャルワーカー、地方裁判所派遣心理士・心理支援員、社会局所属心理士、社会局所属プログラムソーシャルワーカー、調査保護官等がいる。

5-9 親への関わり

日常的に指導員が親と連絡を取っている。親子見学・参観の前日も、親子グループの対談などをする。生徒と親との間に問題があるときに、双方に修復できる要素があれば、親を学校に呼んでカウンセラーにみてもらったりする。家族を対象とした6～8回／セッションが実施される。

卒業後、生徒が誠正中学校に来ることもある。法律上は、1年間のフォローが義務づけられる。これを担当するのは、担任の先生達であり、1クラスに指導員と担任の先生と指導教員（「補導老師」）の3名がいる。この指導教員（補導老師、担任のうちの一人）がフォローにあたる。このフォローアップは、少年事件処理法ではなく、児童及少年福利與權益保障法68条によるものだという。卒業後の生徒には1～2ヶ月に1回面談する。誠正中学校の先生と生徒の関係はよいとのことであった。

生徒が、逆境少年に該当する場合には、後述するように、衛生福利部が策定した「逆境

少年及家庭支持服務計画」に基づき、逆境ソーシャルワーカーによるフォローアップ指導が行われる。少年及家庭支持服務計画は、児童及少年福利與權益保障法 68 条を実務レベルで具体化したものである。

6：「逆境にある少年と家族支援プログラム」

このプログラムの目的は、家庭環境や経済状況が困難な子ども（いわゆる「逆境少年」）とその家庭をサポートすることにある。対象となるのは、経済的困窮、家庭の不和、親の離婚、病気、虐待、育児放棄など、逆境に直面している小学生～高校生及び、それらの子どもを育てている家庭である。教育部国教署が主導しており、まだ犯罪に至らないが、リスクが高い子どもたち（貧困、虐待、家庭不和、非行の兆し）を対象に、早期介入し、教育システム内で支援する計画である。本来的には、少年矯正学校送致になる前の段階での犯罪防止策として機能するものであるが、少年矯正学校に在籍する少年達の多くが「逆境少年」に該当するため、少年矯正学校入学後には、法務部矯正署と教育部国教署が協働し、矯正学校に適した形で実施している。

6-1 プログラムの内容

①家庭支援型統合サービスを提供

家庭教育プログラムの統合、保護者との連携強化、家族関係カウンセリングと支援を実施する。

②資源の連携強化とネットワーク横断的な協働協力

資源ニーズの評価の実施、社会福祉、保健、労働、教育、更生保護など必要な資源を統合し、個別化されたサービスを提供する。

③早期の課題特定と早期介入サービス

入学後 6 週間以内に新入生の評価を実施し、関係機関へ紹介し、入学後の支援と指導を促進する。逆境支援ソーシャルワーカーが家庭

訪問を実施し、家庭関係の修復を促進する。

④定期的なケース検討会を実施し、目標の共通認識を確立する

3 ヶ月ごとにケース連絡会議を開催する。少年保護官、フォローアップ支援ソーシャルワーカー、教育支援チーム、または家族など関連機関の参加を要請する。

7：精神障害に罹患した少年の処遇

誠正中学校の入学クライテリアは、自立生活が営めることである。そのため、そもそも生活ができない程度の発達障害少年は誠正中学校には送致されてこないが、軽度とか重度の手前といった少年が入学してくることはある。

日本でいう「発達障害」は、台湾では「知的障害」、「情緒障害」などと分類される。「情緒障害」には自閉症（アスペルガーを含む）とか HDD（多動）が含まれる。ADD（注意欠陥）は、これとは別の「学習障害」の概念で捉えられている。誠正中学校では、手帳を取得している少年に加え、そうした特性の少年達 37 名が特殊教育を受けている。さらに聴力に問題があるために特殊教育を受けている少年も 1 名いる。訪問当時、アスペルガーは 2～3 名程度で、自閉症が 4 名とのことであった。

なお、台湾の精神医学分野では一般に DSM が使用されているが、保健のシステムとしては ICD が用いられており、誠正中学校では ICD が使われている。

精神科医は、月 1 回、誠正中学に診察に来て、必要な少年のみを診察する。訪問当時、19 名が受診していた。不安障害 7 名、ADHD が 6 名、行動・情緒障害が 2 名、うつなど気分障害が 2 名、依存症が 1 名だった。必要に応じて薬の処方も行われている。

自主的に生活できない少年達は、少年法の中に「社会安置」という処分があるので、それ

により養護施設や社会福祉施設に収容する。
それは、裁判所命令による送致である。

そのとき一番問題になるのは、司法側が資金を拠出するか社会福祉行政が資金を拠出するかという点である。社会福祉行政は自分達の問題ではないので資金を拠出したくないから、司法側に要請するが、司法側は資金がない。このように社会福祉施設収容を阻害する一つの要因は財源の問題である。もう一つの阻害要因は、社会福祉施設が、そのような少年達の受入れを嫌うという点である。李名誉教授によれば、福祉の少年は管理しやすいという。そして、福祉のSWは、犯罪少年を愛していないという印象がある。

20 数年前に李名誉教授が関与した法律により、感化教育処分に付随して、薬物の禁絶・治療処分を科すことも可能となっているが、連携する病院や医師がなく、実現できていない。但し、ドラッグに関しては、12 回の個別カウンセリングを行い、これに加えてグループカウンセリングも行っている。

なお、法律上、少年矯正学校では、疾病を患う生徒に対し、校内での適切な治療が不可能と判断した場合は、状況に応じて法務部の許可を得て、病院への送致または保外治療(刑を一時的に執行停止し、刑事施設外で治療を受けさせる)を措置することができる。但し、緊急事態が発生した場合は、まず対応を優先し、その後速やかに法務部に報告し、指示を仰ぐものとする(通則 75 条 1 項)。この場合、病院への送致により治療を受けた期間は、執行期間に算入される。保外治療を受けた期間は、執行期間に算入されない(通則 75 条 2 項)。この処理を行う際は、生徒の保護者、後見人または最近親族に通知しなければならないとされている(通則 75 条 3 項)。

D. 考察

逆境体験を抱えた少年達には、通常の少年司法の枠組みを超える手厚いサポート体制が必要である。それは、台湾の「逆境少年及家庭

支持服務計画」の内容からも明らかである。

① 文部省との協働によるプログラムの実施

「逆境少年及家庭支持服務計画」は教育部(文科省に相当)が管轄し、矯正学校内でも以下のような内容で実施されている。

家庭介入と支援

少年の家庭への定期的な家庭訪問やカウンセリングの実施

保護者への育児教育や家庭機能回復プログラムの提供

心理カウンセリング

矯正学校内の臨床心理士・SW による逆境体験に対する心理療法の実施

学業と職業訓練

学力の回復と社会復帰のためスキル支援の実施

逆境社工(逆境ソーシャルワーカー)の役割

逆境社工(Adversity Social Worker)が少年にケースマネジメントを実施

社会復帰プログラム

卒業後もフォローアップ支援を行い、ドロップアウトしないよう伴走支援も行う。

台湾でも、非行の背景には 80-90%の割合で逆境体験が存在するとの研究結果が発表されており、矯正学校内でも、教科教育、矯正教育だけではなく、トラウマケアや家庭支援が不可欠な内容となっている。そして、台湾の特徴は、少年司法制度内で、「逆境」という用語を前面に打ち出し、矯正学校入学から卒業、そして社会復帰に至るまでシームレスな支援を、法務部と教育部が協働して行っている点にある。

② 逆境社工(逆境ソーシャルワーカー)の存在

なかでも特筆すべきは、逆境社工(逆境ソーシャルワーカー)の存在である。逆境社工は、非行・不登校・学力不振などのリスクを抱える少年に対して、その背景にある「家庭の

逆境」「心理的トラウマ」「経済的困難」に介入し、包括的に支援する専門職である。

学校内だけではなく、矯正学校でも活動し、少年と家庭のケアを入学時から卒業後まで一貫して行っている。

③フォローアップ指導の義務化

それを可能にしているのが、少年が矯正学校を卒業した後も継続的に行われるフォローアップ指導である。既に述べたように、地方自治体の社会局は、保護処分または感化教育の終了、停止または免除を受けた児童・少年およびその家庭に対し、少なくとも1年間、追跡指導を行わなければならないとされており（児童及少年福利與權益保障法 68 条）、逆境少年については、「逆境少年及家庭支持服務計画」に基づき、逆境ソーシャルワーカーによるフォローアップ指導が行われる。したがって、この期間は、保護観察官による保護観察と逆境ソーシャルワーカーによるフォローアップ指導（本人及び家族への）が、並行して行われる可能性がある。

このように、少年矯正学校における少年支援については、少年矯正学校に入学した時点から、ソーシャルワーカーは少年の家庭支援を開始し、継続的な親子訪問を実施し、保護者との感情的なつながりと支援体制を築く。そして、少年が学校を卒業した後も、生活適応状況を追跡し、必要に応じて学校や職場などのリソースと連携し、少年が社会に円滑に復帰できるよう支援する。このような支援により、少年矯正施設からの1年以内再犯率は減少傾向にあると報告されており、少年司法と社会福祉の両輪による少年・家族へのシームレスなサービス提供の有効性が示唆されている。

E.健康危険情報

なし

F.研究発表

1.論文発表

- 1) 柑本美和，西岡慎介，富山侑美，水留正流：台湾における犯罪を行った精神障害者の処遇制度. 刑政 135 巻 9 号：48-59, 2024.

2.学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得 なし

2.実用新案登録 なし

3.その他 なし

文献

1. 大橋哲、中川忠昭、工藤智蔵：台湾の矯正事情. 刑政第 135 巻第 1 号：110-117, 2024
2. 法務総合研究所『令和 5 年版犯罪白書』